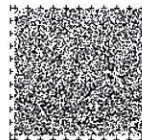


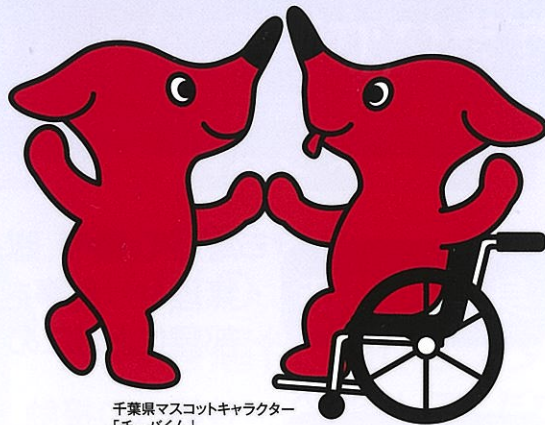
「障害者虐待防止法」をご存じですか？



正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。

障害のある人が尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、虐待を発見した場合の通報義務を定めたり、虐待を受けた人の保護や家族の負担の軽減、虐待防止などを図るための法律です。平成24年10月にスタートしました。

虐待を早期に発見し適切に対応すること、そして、地域全体で障害のある人とその家族を支援していくことが大切です。



虐待を防ぐためにどんなことができますか？

● 養護者（ご家族）の方へ～一人で抱え込んでいませんか？

虐待が起きる背景には、いろいろな事情があります。

「どう対応してよいか分からない」「悩みを相談できる人がいない」「経済的に困っている」など、**養護者の方も苦しんでいる**ことが少なくありません。

虐待した人を悪者にするのではなく、背景にある問題が解消されるようお手伝いすることが、虐待防止法の目的です。**養護者の方の負担を減らすための福祉サービスや、相談・支援をする機関・団体**が数多くありますので、無理をせず、相談してください。

● 施設等の従事者の方へ

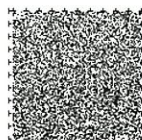
利用者一人一人のニーズに応じた個別支援を実践する、職員の研修を行う、利用者からの苦情の相談窓口を設ける、といった**支援の質を高めるための取組み**が、虐待の防止につながります。

● 使用者の方へ

障害のある人の人権や障害者虐待についての理解を深めるとともに、さまざまな**障害の特性を学ぶ**ことも大切です。

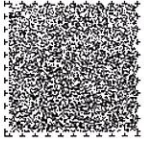
● 県民の皆さんへ

差別や不当な扱いなどが虐待につながる場合もあります。障害のある人への虐待は重大な権利侵害であり、県民一人一人がこの問題に対する認識を深めることが、虐待を防ぐための第一歩です。



千葉県





「障害者虐待防止法」では、 すべての人に、障害のある人への 虐待を禁止しています。

特に、「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」による次のような行為を、「障害者虐待」と定めています。

このような行為は虐待にあたります

身体的虐待

- ・たたく、殴る、蹴る、つねる
- ・無理やり食事を口に入れる
- ・部屋にとじこめる

性的虐待

- ・性器への接触、性的行為を強要する
- ・キスする、裸にする
- ・わいせつな画像を見せる

心理的虐待

- ・どなる、おどす、悪口を言う
- ・仲間に入れない、子ども扱いする
- ・わざと無視する

放棄・放置 (ネグレクト)

- ・食事を十分に与えない
- ・不潔な住環境で生活させる
- ・病気やケガをしても病院を受診させない

経済的虐待

- ・年金や賃金を渡さない
- ・財産や預貯金を着服する
- ・日常生活に必要なお金を与えない

養護者

- ・家族・親族
- ・同居している人
- ・身の世話をする
知人 など

障害者福祉 施設従事者等

- ・障害者福祉施設や
障害福祉サービス
事業所の職員 など

使用者

- ・障害のある人を
雇っている事業主
など



気を
つけよう!

「虐待を受けている」という自覚は問いません。

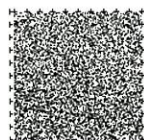
障害のある人が、自分のされていることが虐待だと認識できなかつたり、自分から被害を訴えられないことがあります。

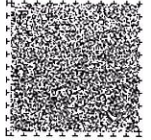
「虐待している」という自覚は問いません。

自分のしていることが虐待だと気付いていない場合や、しつけや指導の名のもとに不適切な行為が続き、虐待につながることもあります。

虐待はどこにでも起きる可能性があります。

ちょっとした過ちが繰り返されて、「虐待」として深刻化してしまうこともあります。



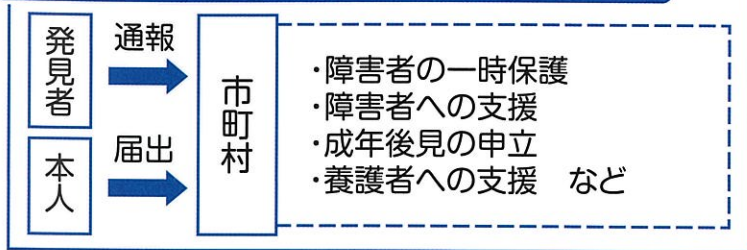


虐待では?と思ったら...

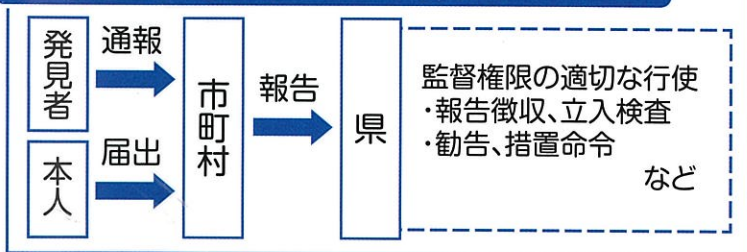
市町村の窓口にご連絡してください。
あなたの一報が、虐待をなくすことにつながります。

(※使用者による虐待の場合は、県も連絡先となります。)

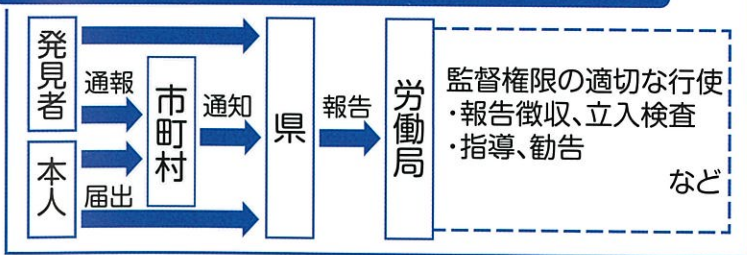
養護者(家族など)による虐待



施設従事者等による虐待



使用者(雇用主など)による虐待



いずれの場合も

**市町村の
障害者虐待防止センター**
へご連絡してください。

家庭での虐待の場合、事実を確認し、必要があれば立入調査や保護などを行います。

虐待が起きないように、障害のある人への支援や成年後見の申立、養護者への支援なども行います。

※18歳未満の障害のある人への家庭での虐待の場合
→ 連絡先は、市町村のこども担当部局や県の児童相談所です。

職場での虐待の場合は

県障害者権利擁護センター
も連絡先となります。

※連絡先は、最終ページを参照

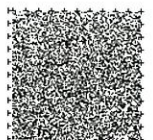
♡ちょっと教えて♡

Q1 近所の人のご報告を通報してしまうと、近所づきあいがぎくしゃくしたりしませんか？

通報や届出をした人の情報は守られます！また、匿名の方からのお話もうかがいます。

Q2 職場での虐待を発見して通報したら、自分が職場に居られなくなったりしないでしょうか？

通報を理由とする解雇や、不利益な取扱いは禁止されています。



圏域	市町村	TEL	FAX	圏域	市町村	TEL	FAX
千葉	千葉市			香取	東庄町	0478-79-6919	0478-75-1688
	中央区	043-221-2943	043-221-2943	海匝	銚子市	0479-24-8181	0479-25-7502
	花見川区	043-275-2943	043-275-2943		旭市	0479-60-2578	0479-60-2579
	稲毛区	043-284-2943	043-284-2943		匝瑳市	0479-74-3271	0479-74-3272
	若葉区	043-234-2943	043-234-2943	山武	東金市	0475-50-1167	0475-50-1232
	緑区	043-292-2943	043-292-2943		山武市	0475-80-2614	0475-80-2650
	美浜区	043-270-2943	043-270-2943		大網白里市	0475-70-0337	0475-72-8454
船橋	船橋市	047-401-8495	047-401-8496		九十九里町	0475-70-3162	0475-76-7541
習志野	習志野市	047-451-1151	047-453-9309		芝山町	0479-77-3914	0479-77-0871
	八千代市	047-483-1151	047-483-2665		横芝光町	0479-84-1257	0479-84-2713
	鎌ヶ谷市	047-445-1307	047-443-2233		茂原市	0475-20-1666	0475-20-1610
市川	市川市	047-702-9021	047-702-5800	長生	一宮町	0475-42-1431	0475-40-1056
	浦安市	047-712-6837	047-355-1294		睦沢町	0475-44-2504	0475-44-2527
松戸	松戸市	047-366-8376	047-366-1138		長生村	0475-32-6810	0475-32-6812
	流山市	04-7150-6081	04-7158-2727		白子町	0475-33-2111	0475-33-4132
	我孫子市	04-7185-1631	04-7183-1158		長柄町	0475-35-2414	0475-35-2459
柏	柏市	04-7168-1041	04-7167-0294		長南町	0475-46-2116	0475-46-1214
野田	野田市	04-7123-1691	04-7123-1095		夷隅	勝浦市	0470-73-6619
印旛	成田市	0476-22-2050	0476-24-2367	いすみ市		0470-62-1117	0470-63-1252
	佐倉市	043-484-6173	043-484-1742	大多喜町		0470-82-2168	0470-82-4461
	四街道市	043-421-6122	043-421-2676	御宿町		0470-68-6716	0470-68-7182
	八街市	043-443-1649	043-443-1742	安房	館山市	0470-22-3492	0470-23-3115
	印西市	0476-37-6776	0476-85-7722		鴨川市	04-7093-1200	04-7093-7115
	白井市	047-497-3483	047-492-3033		南房総市	0470-28-4666	0470-36-4889
	富里市	0476-90-0081	0476-92-2495		鋸南町	0470-50-1172	0470-55-4148
	香取	酒々井町	043-496-1171	043-496-4541	君津	木更津市	0438-23-8497
栄町		0476-33-7707	0476-80-1358	君津市		0439-57-2580	0439-56-1220
香取市		0478-50-1252	0478-55-1885	富津市		0439-80-1260	0439-80-1355
神崎町		0478-79-6919	0478-75-1688	袖ヶ浦市		0438-62-3187	0438-63-1310
多古町		0479-70-6111	0479-76-3186	市原		市原市	0436-23-7036

TEL	043-223-1019	FAX	043-222-4133	Mail	sgyakutai@pref.chiba.lg.jp
-----	--------------	-----	--------------	------	----------------------------